

マイナンバー制度の開始 (平成28年1月)

平成27年10月よりマイナンバー(個人番号)の交付が始まると聞きました。マイナンバー制度の概要とマイナンバーの記載対象となる主な税務関係書類を教えてください。

I マイナンバー制度(個人番号及び法人番号)の目的

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づき、マイナンバーの活用及び保護を図ることにより、行政機関等によって異なる分野に属する情報が同一人の情報であることの確認ができる社会基盤を整備し、それを運用することで、社会保障・税及び災害対策における①行政運営の効率性・透明性を高め、②公平・公正性を確保し、③国民の利便性の向上を実現する目的で導入された制度です。

II 個人番号及び法人番号の通知(平成27年10月より)と利用範囲等

1. 市区町村長は、住民票を有する全ての国民、中長期在留者・特別永住者等の外国人に「個人番号」を付番し、それを「通知カード」で通知します。また、平成28年1月以降、希望者には身分証明書としても利用できる「個人番号カード(顔写真付)」が無料で交付されます。「通知カード」には、個人番号の他に氏名。住所。性別、生年月日が記載されます。
2. 国税庁長官は、法人等に対して「法人番号」を付番し、それを書面により通知します。
3. 現段階で個人番号については、①社会保障分野(年金・労働・福祉・医療・その他)、②税分野、③災害対策分野に利用範囲が限定されています。法人番号については、利用範囲の限定はされておられません。その為、国税庁のホームページ上で、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号が公表される予定です。

III 個人番号の保護措置等

1. 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を取扱うすべての事業者には、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、提供、特定個人情報ファイルの作成禁止などの保護措置が義務付けられており、違反した場合は罰則が科されています。
2. 個人番号を従業員などから取得するときは、利用目的の明示と本人確認(番号確認と身元確認)が必要です。(平成28年分給与所得者の扶養控除等申告書など)
3. 従業員などの個人番号の通知を受けている本人から、個人番号の利用開始(平成28年1月)以前に、個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です。
(内閣官房ホームページ掲載)

IV 記載対象となる主な税務関係書類(税務署等提出)

1. 個人番号記載
平成28年分以降の所得税確定申告書・贈与税申告書、平成28年1月1日以降の相続等に係る相続税申告書、平成28年分
2. 法人番号記載
平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る法人税申告書
3. 個人番号、法人番号共通
平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る消費税等申告書、平成28年1月1日以降提出すべき申請書等、平成28年分給与支払報告書(受給者と扶養親族、支払者のマイナンバー記載)、平成28年分の支払調書(受給者と支払者のマイナンバー記載)

マイナンバー制度は、導入後に運用等の変更や利用対象が拡大される可能性があります。また、平成29年1月から自分のマイナンバーを含む個人情報を、いつ、だれが、なぜ、照会し、だれが、どの情報を提供したのか確認できる手段として、マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)が稼働する予定です。この制度は、段階を踏みながら施行していく予定ですから、今後も事業者の方はマイナンバー制度の情報収集に努める必要があります。